

群馬東部水道企業団議会令和8年
2月定例会会議録

群馬東部水道企業団

群馬東部水道企業団議会令和8年2月定例会会議録

令和8年2月3日（火曜日）

1 出席議員 11名

1番 星野一広	2番 大川陽一
3番 町田正行	4番 渋谷理津子
5番 平井玲子	6番 杉山英行
7番 須永信雄	8番 荒井英世
9番 藤野一也	
11番 山口将	12番 松島茂喜

2 欠席議員 1名

10番 森 雅哉

3 説明のために出席したもの 12名

企業長 須藤昭男	副企業長 穂積昌信
副企業長 多田善洋	副企業長 村山俊明
局長 高橋之雄	次長 鴫田久剛
次長 松本徳雄	次長 百瀬光宏
総務課長 松森則之	企画課長 茂木孝昭
工務課長 山本雅己	庁舎建設室長 島田賢司

4 その他出席した者 4名

太田市議会事務局長 瀬古茂雄	
書記 野口幸久	書記 須田可奈
書記 石瀬由佳	

議事日程

令和8年2月3日 午前10時45分開議
群馬東部水道企業団議会議長 星野 一広

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について
- 第 4 議案第2号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についての専決処分について
- 第 5 議案第3号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての専決処分について
- 第 6 議案第4号 令和7年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第 7 議案第5号 令和8年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について
- 第 8 議案第6号 群馬東部水道企業団公告式条例の一部改正について
- 第 9 議案第7号 群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

■開 会

午前10時45分開会

議長（星野一広） ただいまから告示第1号をもって招集されました、群馬東部水道企業団議会令和8年2月定例会を開会いたします。

■開 議

議長（星野一広） これより本日の会議を開きます。

■日 程

議長（星野一広） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げましたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。日程に入ります。

■会期の決定

議長（星野一広） 次に、日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（星野一広） ご異議なしと認めます。よって会期は一日と決定いたしました。

■会議録署名議員の指名

議長（星野一広） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、11番、山口将議員、12番、松島茂喜議員を指名いたします。

■議案上程

議長（星野一広） 次に、日程第3、議案第1号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広） 高橋局長。

局長（高橋之雄） 議案第1号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、当企業団が加入しております群馬県市町村総合事務組合において、組織団体であります太田市外三町広域清掃組合の名称が、令和8年4月1日から太田市外三町清掃斎場組合に変更されること及び、当該事務組合が共同処理する災害弔慰金の支給等に関する事務を取りやめるため、群馬県市町村総合事務組合規約の変更が必要となりますので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年12月22日に専決処分したことを議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（星野一広） これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（星野一広） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（星野一広） これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広） 挙手全員、よって本案は原案のとおり承認されました。

■議案上程

議長（星野一広） 次に、日程第4、議案第2号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広） 高橋局長。

局長（高橋之雄） 議案第2号、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

本件は、当企業団が加入しております群馬県市町村総合事務組合において、令和8年3月31日をもって当該事務組合の自然災害救助基金の財産処分を行い、各共同処理団体に還付するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年12月22日に専決処分したことを議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（星野一広） これより、質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(星野一広) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長(星野一広) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(星野一広) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長(星野一広) これより採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(星野一広) 挙手全員、よって本案は原案のとおり承認されました。

■議案上程

議長(星野一広) 次に、日程第5、議案第3号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長(星野一広) 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(高橋局長挙手)

議長(星野一広) 高橋局長。

局長(高橋之雄) 議案第3号、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本件は、当企業団が共同設置している群馬県市町村公平委員会について、共同設置する団体であります太田市外三町広域清掃組合の名称が、太田市外三町清掃斎場組合に変更されること及び、同日からみどり市が群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に加入することに伴いまして、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更するため、地方自治法第179条第1項の規定により、その協議について、令和7年12月22日に専決処分したことを議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（星野一広） これより、質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（星野一広） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（星野一広） これより採決いたします。
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広） 挙手全員、よって本案は原案のとおり承認されました。

■議案上程

議長（星野一広） 次に、日程第6、議案第4号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広） 高橋局長。

局長（高橋之雄） 議案第4号、令和7年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の7ページ及び、別冊1令和7年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算2月補正の1ページをお開きください。

第1条につきましては、総則です。

第2条は、業務の予定量を補正するものです。

第3条の収益的収入及び支出は、収入では、消火栓修繕の減や量水器売却の増などにより2,973万7千円を増額補正し、支出では、量水器購入の入札差金や消費税の再計算などにより、3,480万9千円を増額補正するものです。

また、第4条の資本的収入及び支出は、収入では、借入計画の見直しにより企業債などを減額、工事費の清算により負担金を増額、太田本所建設工事の補助金の減により、その他資本的収入を減額し、資本的収入を3億1,580万8千円減額補正するものです。

2ページをご覧ください。

支出では、工事内容の見直しなどにより、建設改良費を2億7,379万7千円減額補正するものです。

なお、収入から支出を差し引いた不足額、37億4,136万3千円は、当年度分の消費税資本的収支調整額や損益勘定留保資金、建設改良積立金処分額で補填するものでございます。

第5条では、企業債の限度額を改め、第6条では、人事異動等により、職員給与費を605万4千円増額補正し、第7条では、たな卸資産購入限度額を改めるものです。

3ページ以降は補正予算説明書となります。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（星野一広） これより、質疑に入ります。
ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（星野一広） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（星野一広） これより採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（星野一広） 次に、日程第7、議案第5号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広） 高橋局長。

局長（高橋之雄） 議案第5号、令和8年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の8ページ及び、別冊2の令和8年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、(1)では年度末の給水戸数を、(2)では年間総給水量を、(3)では一日の平均給水量を、(4)では主要な建設改良事業の事業費を定めるものです。

第3条の収益的収入及び支出は、収入では、117億3,859万4千円を、支出では、103億4,970万5千円を計上し、純利益は、税抜きで9億9,418万4千円を見込むものです。

第4条の資本的収入及び支出は、収入では、25億9,359万8千円を計上するものです。

次に、2ページをご覧ください。

支出では、64億9,770万7千円を計上するものです。

なお、収入から支出を差し引いた不足額、39億410万9千円は、当年度分の消費税資本的収支調整額や損益勘定留保資金、建設改良積立金処分額で補填するものです。

第5条の債務負担行為は、令和8年度から10年度までの水道施設監視制御装置IP化工事に係る限度額を、5億7,776万6千円に定めるものです。

第6条では、企業債の借入限度額を22億5千万円に、第7条では、一時借入金の限度額を9億円に、第8条では、支出の流用可能な科目を、第9条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第10条では、たな卸資産購入限度額を、第11条では、重要な資産の取得として、みどり塩原浄水場用地を取得することを定めたものとなります。

3ページ以降につきましては、予算説明書となります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（星野一広） これより、質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（星野一広） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（星野一広） これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（星野一広） 次に、日程第8、議案第6号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（星野一広） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（高橋局長挙手）

議長（星野一広） 高橋局長。

局長（高橋之雄） 議案第6号、群馬東部水道企業団公告式条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

本案は、当企業団の構成団体であります大泉町の庁舎移転に伴い、当該公告式条例に定める掲示場の所在地を変更するものでございます。

附則につきましては、大泉町公告式条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（星野一広） これより、質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（星野一広） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野一広） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（星野一広） これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（星野一広） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（星野一広） 次に、日程第9、議案第7号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長(星野一広) 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(高橋局長挙手)

議長(星野一広) 高橋局長。

局長(高橋之雄) 議案第7号、群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

本案は、配偶者を対象としている扶養手当について、人事院勧告により令和8年度から廃止となるため、条例の一部改正を行うものです。

附則につきましては、令和8年4月1日を施行日と定めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長(星野一広) これより、質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(星野一広) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長(星野一広) これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(星野一広) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長(星野一広) これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(星野一広) 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■閉 会

議長(星野一広) 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了いたしました。
最後に、須藤企業長からご挨拶があります。

企業長(須藤昭男) 2月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、ご参集いただき、慎重な審議の上、議案や報告事項にご賛同いただきましたこと、改めて感謝申し上げる次第であります。

本日ご承認をいただきました、令和8年度予算では、強靱化計画に基づく重要給水施設や老朽管の更新、布設替え工事など、近年増加する地震や豪雨等の災害への対策、施設や管路の老朽化への対策、太田本所の建設工事などの計画を立てさせていただいております。

昨年の10月に、群馬県議会の決算特別委員会が、群馬東部水道企業団にお見えになりまして、これまでの企業団の実績、そして広域化したメリットなどの調査に見えたところであります。私自身もその会に参加させていただいて、説明をさせていただきました。

また、群馬県も広域化に向けて様々な取り組みをしていくということで、次の県議会でも群馬東部水道企業団の実績を基に、各議員からの質問がされるということも伺っています。

また、12月23日付の上毛新聞にも大きく取り上げられました、全国初となります水管橋の特殊な更生工事を、現在管内で実施しているところです。通常の布設替え工事に比べ工期も短く、低予算で実施できるなどの将来を期待された工法であります。群馬東部水道企業団の職員が国土交通省に呼ばれ、この工法についての説明をさせていただいたところでもあります。このようなことを通じて、積極的に研究、活用してまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

太田本所の工事につきましては、おかげさまをもちまして昨年の10月に着工をいたしました。令和8年11月に竣工予定であります。ぜひまた、ご支援、ご協力もよろしくお願いしたいと思います。

最近は空気も乾燥しておりまして、また、インフルエンザも流行に入っていると

いうことであります。

議員各位には、健康に十分ご留意いただき、企業団のさらなる発展に向け、お力添えをいただけますように、重ねてお願い申し上げ、企業長としてのご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（星野一広） これをもって閉会といたします。

大変ありがとうございました。

午前 11 時 05 分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

星野 一広

群馬東部水道企業団議会議員

山口 将

群馬東部水道企業団議会副議長

松島 茂喜